

只見町

第3期子ども・子育て支援事業計画

概

要

版



令和7年3月

只見町



計画の概要

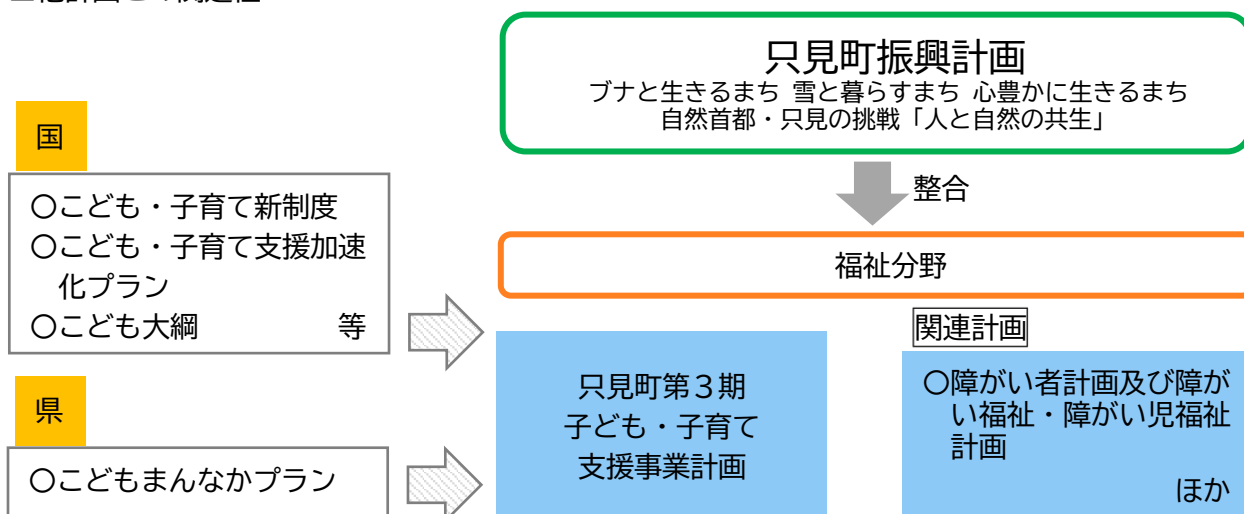
計画策定の背景と趣旨

本町では、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、すべての子どもが父母や地域の愛情に包まれて健やかに成長できることを目指して、平成27年3月に「第1期只見町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「只見町第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し子育て環境の整備を推進してきました。令和6年度で第2期計画が終了することから、令和5年4月に施行されたこども基本法や同年12月にこども大綱が制定されたことを踏まえ、子育てを取り巻く環境の変化やこれまでの成果・課題、計画の進捗状況を再確認・再検証し、「只見町第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

計画の位置づけと期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画であり、国の基本指針に定める計画の作成に関する事項に基づき策定します。また、「只見町振興計画」を上位計画とし、関連する分野別計画と連携、整合を図り策定するものです。

■他計画との関連性



計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間です。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
只見町第2期子ども・子育て支援事業計画					只見町第3期子ども・子育て支援事業計画				



これから目指す計画

計画の基本理念

将来を担う子どもたちは「地域の宝」であり、子どもたちが健やかに育つ環境をつくることは、町の将来をつくることに他ならず、町全体で取り組んでいかなければなりません。

只見町は、ユネスコエコパークにも認定された豊かな自然、文化という大きな地域資源があります。地域資源を活かし只見ユネスコエコパークに暮らす子どもたちが、ふるさとに愛情と誇りをもちながら、心豊かに未来を切り拓いて行ける人となるよう、子どもの育ちを地域全体で支えていくことが重要です。



計画の基本目標

只見町で産みたい、育てたいと思えるサポート体制を整え子どもや家庭、地域が子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを目指し、

「～みんなで支え、みんなで育む 未来の只見っ子～ 未来につなぐ持続可能な子育て」

を基本理念として掲げ、子育て施策の推進を図ります。

基本目標 1

子どもの健やかな成長を育む
只見らしさを活かした環境づくり

基本目標 2

切れ目なく安心して産み育てら
れる環境づくり

基本目標 3

地域社会全体で只見の資源
(ひと・もの・こと)を活かした
子育て支援

基本目標 4

子どもの権利を尊重した環境づ
くりの推進

次世代育成施策と重点施策

基本目標1 子どもの健やかな成長を育む只見らしさを活かした環境づくり

基本施策① 保育サービスの充実

令和7年度より、認定こども園を開園し、今後多様化する教育・保育ニーズなど状況を確認しながら、認定こども園・保育所の適正な規模と配置の検討、また保育士等職員確保に努め、受入れ体制の更なる充実を図ります。保育料等の軽減対策については、副食費の無償化の継続に加え主食費の無償化についても検討します。

◆主な取組◆

○保育の受入れ体制の確立 ○0歳児保育の実施 ○保育料の軽減対策

基本施策② 幼児教育の推進

認定こども園において、集団の中で、共に行動する、力を合わせるといった「協働性の芽生え」、好奇心や探究心をもって身近な事象に関わる活動の中で「思考の芽生え」など「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を育みます。

◆主な取組◆

○只見の素材を活かした遊びの推進 ○幼児教育アドバイザーによる研修
○保育所・認定こども園と小学校の連携の推進

基本施策③ 次世代を担う子ども支援

将来を担う子どもたちがふるさとに誇りと愛着をもち、「豊かな人間性」を育むため、教育機関・家庭・地域が連携をして子育てに取組むことが必要です。

思春期の子どもに対し、責任ある行動・決断を促すとともに、サポート体制の充実を図るため、各年代に応じた思春期保健学習、児童・生徒のカウンセリングや相談体制の充実、子どもの心のケア対策に努めます。

◆主な取組◆

○思春期保健学習の取組 ○心のケア対策

基本施策④ 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

すべての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな身体を育んでいくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるように多言語による情報提供や相談体制の充実を図るとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

◆主な取組◆

○外国人の子どもに対する保育所・学校の受け入れ体制の充実
○外国人への総合的な町政情報の提供及び相談体制の充実 ○国際理解教育の推進
○小中学校外国語活動サポートプラン



基本目標2 切れ目なく安心して産み育てられる環境づくり

基本施策① 子育て支援サービスの充実

子育て世帯が安心して子育てができる環境づくりを目指します。子ども一時預かりサービス事業については、協力会員の人材の育成支援や事業の周知を図り会員の確保に努めます。

◆主な取組◆

- 只見健やか発育・発達支援事業
- 子ども一時預かりサービス(こもりっこ)事業
- 子宝祝金支給事業
- 子育て支援情報の提供
- 子育て支援研修

基本施策② 母子保健・医療体制の充実

母子の健康と、子どもの健やかな成長・発達を守るため、事業内容の充実と周知に努め、経済的な負担の軽減に取り組みます。

◆主な取組◆

- 妊産婦の訪問指導
- 妊婦のための支援給付
- 子ども医療費助成事業
- 各種健診、予防接種の実施
- 不妊治療費助成事業

基本施策③ 相談体制の充実

子育ての悩みを持つ家庭やこどもが困難な状況から抜け出せる支援体制づくりに取り組みます。また、子育て環境において相談機関としての役割を強化し、適切な医療機関の紹介や情報提供について、関係機関と協議を進め、体制の充実を図っていきます。

◆主な取組◆

- 相談機能の強化
- 相談機関の充実

基本施策④ 多様な働き方と子育ての両立支援

新しい価値観や多様な働き方に柔軟に対応し、就業生活と家庭生活を両立するため、働き方の見直し等について企業や関係団体と連携を図りながら地域全体で子育て支援を推進していきます。

◆主な取組◆

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 男女共同参画の推進

基本目標3 地域社会全体で只見の資源（ひと・もの・こと）を活かした子育て支援

基本施策① 子育てしやすいまちづくり

親子が共に遊べる場としての事業の実施や、体育館や校庭、保育所庭等の施設を開放します。また、子どもが安心して親の帰りを待つことができる居場所を確保します。

道路の整備や防犯灯の設置等のハード面の取組と、見守り活動の実施や防犯・防災意識の啓発等のソフト面の取組を推進し、地域全体でまちの安全と防犯・防災対策に努めます。

◆主な取組◆

- 親子が共に遊べる場の整備
- 地域における見守り活動の推進
- 子どもの安全確保

基本施策② 食育の推進

子どもが食に関する正しい知識を学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう各年齢に応じた食育を推進するとともに、食文化の学習機会の充実や地域に根差した学校給食づくりに取り組みます。

◆主な取組◆

- 発達段階に応じた食育の啓発・推進
- 地域と連携した食の学習機会の充実
- 地産地消型給食の推進

基本施策③ ESDの推進

ふるさとに愛情と誇りをもち、心豊かに、未来を切り拓く力を育めるようESDの推進に努めます。ふるさと教育では、多様な体験を通じて、地域の自然や文化、人材に触れることで、「豊かな心」・「課題を探究する力」・「社会を主体的・創造的に生き抜く力」の育成を目指します。

◆主な取組◆

- ふるさと教育の推進
- ユネスコスクールの推進
- 他地域との交流の推進

基本目標4 子どもの権利を尊重した環境づくりの推進

基本施策① 障がいのある児童やその家庭への支援の充実

障がいのある児童を養育する家庭が、地域で共に生き、共に学べる環境を整えることで、幸せで充実した生活を送ることができるよう、子どもの成長を最大限に伸ばす支援や、経済的負担の軽減に引き続き取り組むとともに、支援を必要とする児童の早期発見・療育に努めます。

◆主な取組◆

- 早期発見、早期療育の実施
- 重度心身障がい児介護手当事業
- 療育児童通院交通費給付事業

基本施策② 児童虐待防止対策の充実

個別訪問や健康診査等を通じ、子どもの養育状況の適切な把握に努めるとともに、保育所や認定こども園、学校、関係機関等の連携を強化することで、児童虐待の未然防止と早期発見を図り、ケースごとに対応方針を定め、必要に応じて専門機関への連絡及び支援要請を行います。

◆主な取組◆

- 児童虐待の発生予防
- 早期発見に向けた関係機関との連携強化
- 要保護児童対策の関係機関の連携
- ヤングケアラーに関する支援

基本施策③ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活環境の改善を図り、充実した生活が送れるよう、精神的支援及び経済的支援の両支援の充実に努め、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、情報提供や交流の機会づくりを推進します。

◆主な取組◆

- すこやか激励金支給事業
- ひとり親医療費助成事業



基本施策④ 経済的困難を抱える家庭への支援

すべての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望をもちながら育つことのできるよう、母親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立まで、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、支援が届かない、または届きにくい子どもや家族に対して、関係機関が連携しながら支援を行います。

◆主な取組◆

- 生活困窮者の自立支援 ○貧困の連鎖防止ネットワーク事業
- 生活困窮世帯の子どもの就学援助



子ども・子育て支援の事業展開



教育・保育事業と子ども・子育て支援事業について

教育・保育事業（認定こども園・保育所等）の利用にあたっては、子どもの年齢や保護者の就労状況などにより3つの認定区分に応じて認定を行い、認定こども園や保育所などの施設の利用先を決定します。

◎認定区分、利用施設

- | | |
|------------------------------|--------------|
| 【1号認定】 満3歳以上、教育を希望 | → 認定こども園 |
| 【2号認定】 満3歳以上、保育の必要性認定（保育を希望） | → 保育所、認定こども園 |
| 【3号認定】 満3歳未満、保育の必要性認定（保育を希望） | → 保育所、認定こども園 |

また、地域子ども・子育て支援事業とは、すべての子育て家庭を対象に地域の実情に応じた様々な子育て支援を充実します。

事業名	事業の内容と只見町の確保方策
利用者支援事業	子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じるための窓口を一本化することを目指します。地域子育て相談機関を設置し、すべての子育て家庭が相談できる場をもて、こども家庭センターと連携した支援ができる体制づくりを目指します。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。 「すこやか広場」、「すくすくひろば」や、「離乳食おやつ教室」、「あそびの教室」、「かるがもクラブ」等の親子で参加できる教室、子育てについて相談できる「乳児健康相談」を行い、仲間づくりができるような場所の提供と支援を行います。

妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の随時に必要な医学的検査を実施する事業です。 妊娠初期から出産までの15回の健診及び産後2週間健診、産後1か月健診を公費負担により無料で実施します。多胎妊娠の場合、妊婦健康診査を更に5回分まで無料で追加実施します。また、健診を受けられる産婦人科が町内にないため、遠方への通院が余儀なくされており、健診に係る交通費の補助に加え、出産に係る交通費等の補助を継続していきます。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。 保健師が新生児のいる家庭を訪問する「新生児訪問指導」を実施しています。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。 保健師が、養育支援が必要な家庭を訪問し、相談・援助等を行っています。乳児全戸訪問事業や各種検診等で支援が必要な家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるよう努めます。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。 本町には児童養護施設等が設置されていないため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合は、町外施設を利用できるよう関係機関等との連携強化及び情報共有を図っていきます。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。 町単独事業の「只見町子ども一時預かりサービス事業（こもりっこ）」や一時預かり等で受入れ体制の確保を図っていきます。
一時預かり事業（一時保育事業）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。 町内の3か所の保育所で満1歳児からの一時保育受入れを実施していますが、より利用しやすい制度設計と体制整備に努めます。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 今後も継続して実施するとともに、より利用しやすい体制を整備していきます。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。 本町においては、看護師や施設の確保が困難なため、本計画期間中の実施は見込んでおりません。ただし、利用者のニーズも高いことから、今後は保育施設整備の際には預り場所の整備についても検討し、また、広域連携事業としての可能性を探るとともに、医療機関等との協議を進めていきます。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。 町単独事業として就労等を要件としない放課後等における児童の安心で安全な居場所の確保、児童の基礎体力・運動能力の向上、生活習慣、学習習慣の確立を図り、体験活動や交流活動を通じて主体性を養うとともに、保護者の子育てに関する学びの場の提供等を目的として「子どもクラブ」を実施しています。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。 本町においては副食費も無償としており、事業の実施については、近隣町村の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握して、地域の実情に即した方策を検討していきます。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。 事業内容や民間事業者の参入などの動向などを把握して、相談支援が実施できるよう地域の実情に即した方策を検討していきます。
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。 訪問支援員の確保なども必要なため、本計画期間中の実施は見込んでおりませんが、スクールソーシャルワーカー等とも連携し対象者の把握に努めるとともに、保健師等の訪問による育児相談や指導・助言を行いながら、他の事業とも連携し子育て支援に努めます。
児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。 対象者の把握に努めるとともに、関係機関と連携して地域の実情に即した方策を検討していきます。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。 保護者を対象とした子育て支援研修の実施など、専門的な知識や経験を有する講師による学習機会を提供し、子どもとの適切なかわり方を学び、良好な親子関係を構築できるよう、子どもの発達の状況等に応じた支援を行います。
妊婦等包括相談支援事業	妊婦、その配偶者に対して、面談などを行うことにより、心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 妊婦のための支援給付と効果的に組み合わせることで相談支援を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。
こども誰でも通園制度	認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満のこどもについて、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。 ニーズを確認しながら、受け入れ可能な人員配置と施設環境の整備の検討をします。

計画の推進に向けて

本計画の推進に向けて、行政、家庭、地域、教育・保育関係機関それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、住民参画のもと、一体となって進めていくことが重要です。PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、また、今後の社会情勢の変化に伴う子育て支援策のニーズに対応するため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

只見町第3期子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和7年3月

発行：只見町教育委員会

〒968-0421 只見町大字只見字町下 2591-30

TEL：0241-82-5320 FAX：0241-82-2337

